

仕 様 書

1. 委託業務名

庄原市東城地域移動販売車運行事業に関する業務

2. 委託業務の目的

移動販売車で食料品、日用品等の生活必需品を販売することで、高齢者等に外出による買い物の機会及び近隣者との交流の場を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境の充実を図るとともに、地域内消費の喚起による経済活性化に資することを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務の範囲

(1) 移動販売車の運行

移動販売に係る関係法令を順守し、次のとおり移動販売車を運行すること。

① 運行に係る連携等

受託者は、事業を円滑かつ効果的に実施するため、庄原市が別に設置する「庄原市東城地域移動販売車運行事業推進協議会」と連携し、業務を実施すること。

また、受託者は、「庄原市東城地域移動販売車運行事業推進協議会」から意見を求められた場合、若しくは実施状況の報告を求められた場合はこれに応じること。

② 運行開始に向けた準備等

受託者は、運行開始に向けた準備を行うこと。移動販売車による試走を実施すること。

年度	基準とする試走日数
平成 30 年度	8 日

③ 運行場所

庄原市東城地域内において、高齢者等を対象としたサロン・デイホーム事業の実施会場を優先して運行するものとする。

運行場所の決定に関しては、「庄原市東城地域移動販売車運行事業推進協議会」の意見を尊重すること。

④ 運行期間

平成 30 年度 平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（3 ヶ月間）

平成 31 年度 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（12 ヶ月間）

平成 32 年度 平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（12 ヶ月間）

⑤ 運行日等

週 4 日以上運行することとし、委託料を算出する 1 月あたりの対象日数は 20 日以内と

する。(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日は除く。)

年度	基準となる運行日数	試走日数
平成30年度	60日	8日
平成31年度	240日	
平成32年度	240日	

⑥ 運行回数

運行は1日2会場以上とし、1会場あたりの運行回数は、原則として1週間に1回とする。

⑦ 運行時間等

1日あたりの運行時間は、車両の点検、仕入れ等の準備、積込み、販売時間、残品整理、移動時間を含み、8時間以内とする。

⑧ 運行体制

1名とする。ただし、運行（販売）は食品衛生責任者の資格を有する者が行わなければならない。

⑨ 運行日誌の作成

庄原市が別に指示する項目を記載した、日々の運行日誌を作成し、四半期ごとに提出すること。

⑩ 使用車両

道路交通法等関係法令に適合し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）上必要な設備等を有した車両を使用すること。

⑪ 取扱品目

取扱品目の決定に関しては、「庄原市東城地域移動販売車運行事業推進協議会」の意見を尊重すること。

種類	取扱品目例
魚介	魚介類（生鮮含む）、塩干物、魚肉練り製品など
精肉	肉、加工品（ハム・ソーセージなど）
青果	野菜、果物
日配	乳類、卵、菓子パン、豆腐、
食品	即席めん、缶詰、レトルト食品、調味料など
惣菜	惣菜、おかず
菓子	菓子類
飲料	飲料
冷凍食品	冷凍食品、アイス類
雑貨	洗剤、トイレトペーパー、ゴミ袋など日用雑貨品

(2) 移動販売車両の購入及び改造

移動販売に係る関係法令を順守し、上記（1）の移動販売車の運行に適当な車両を1台購入し、必要な改造を行うこと。

① 車両の仕様等

別紙、移動販売車仕様書のとおり

② 車両改造期間

平成 30 年度において、車両購入・改造期間を設ける。運行開始予定日の 20 日前を目処に完成させ、庄原市の検査を受けること。

③ 車両の登録手続き

車両の所有権及び使用权は受託者に帰属するので、受託者において、車両登録等の諸手続きを行うこと。

なお、登録は 8 ナンバーの「特種用途自動車」とする。

④ 任意保険への加入

交通事故等の損害賠償に充てるため、受託者において、任意保険契約を締結すること。

⑤ 表示等

庄原市において作成する「庄原市東城地域移動販売車運行事業」に係る車両であることを表示したカッティングシートを車両に貼付すること。

(3) 保健所への営業許可等の手続き

移動販売に係る関係法令に基づき、移動販売車による営業を開始するために必要な許可や認定を受けること。

① 事前相談

移動販売車の改造計画が営業施設の基準（「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 49 号）」等）に合っているか、改造着工前に確認を受けること。

② 営業許可申請書等の提出

移動販売車運行事業の運行開始予定日に営業開始となるよう営業許可申請及び営業施設認定申請を行うこと。

分類	業種	種別	根拠法令等	所管
食品移動自動車	乳類販売業	営業許可	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法 ・食品衛生法施行令 ・食品衛生法施行規則 	厚生労働省
	食肉販売業			
	魚介類販売業			
*自動車に施設を搭載し、移動しながら行う営業	加工水産物販売業	営業施設認定	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例 ・食品衛生法施行細則 ・食品衛生に関する条例 ・食品衛生に関する条例施行規則 	広島県

③ 営業許可の報告

営業許可の交付を受けたときは、庄原市に各許可証及び食品衛生責任者証の写しを提出すること。

(4) 移動販売車両の維持管理

受託者は移動販売車両を万全な注意を払って、善良に管理、保管するものとする。

(5) 移動販売利用者への声かけ

移動販売を行う際に、利用者に積極的に声かけを行い、安否等の情報を収集するとともに、行政上の対応が必要であると判断された場合、庄原市へ連絡すること。

(6) 啓発活動

移動販売車運行事業の利用者拡大に向けた啓発活動を行うこと。

5. 委託契約に含まれる費用

(1) 車両の購入及び改造費

(2) 食品衛生法等に係る営業許可の取得に要する経費（申請手数料及び食品衛生責任者養成講習会受講料等）

(3) 自動車検査登録手数料

(4) 車庫証明手数料

(5) 自賠責保険料（25ヶ月）

(6) 自動車取得税

(7) 自動車重量税

(8) リサイクル費用

(9) 運行開始準備者及び販売者（運転手）の人件費

(10) 車検・定期点検、日常点検に要する経費

(11) 車両修繕料

(12) 燃料費

(13) 車両の維持管理に要する経費（エンジンオイル、消耗品等）

(14) その他運行事業に必要な事務経費（備品費、消耗品費、通信運搬費等）

6. 要精算費用

委託契約に含まれる費用のうち、実費精算する費用は次のとおりとする。

費用区分
車両の購入及び改造費
食品衛生法等に係る営業許可の取得に要する経費
自動車検査登録手数料
車庫証明手数料
自賠責保険料
自動車取得税
自動車重量税
リサイクル費用

車検・定期点検、日常点検に要する経費
車両修繕料
運行事業に必要な車両以外の備品費

7. 委託料の支払方法等

委託料の支払い方法は、上記、「5. 委託契約に含まれる費用」ごとに次のとおり定め、いずれも支払額の根拠となる資料を添付した実績報告書及び請求書をもって支払うものとする。

費用区分	支払時期	数量	金額
車両購入・改造費	年度運行開始月	一式	実績額
営業許可の取得に要する経費	請求時	一式	実績額
自動車検査登録手数料			
車庫証明手数料			
自賠責保険料			
自動車取得税			
自動車重量税			
リサイクル費用			
人件費	四半期終了後	1日	単価
燃料費		1日	単価
車両の整備点検に要する経費		一式	実績額
車両修繕料		一式	実績額
運行に係る事務経費		1日	単価
運行に係る車両以外の備品費	初年度運行開始月	一式	実績額

- (1) 車両の購入及び改造費は、3年間定額による償却とし、毎年度3分の1ずつ、運行開始月に支払うものとする。
- (2) 営業許可申請または車両登録に係る手数料、保険料、取得税、重量税、リサイクル費用は、実績に応じて受託者の請求をもって支払うものとする。
- (3) 運行に係る経費は、人件費と物件費とに区分し、原則、四半期終了ごとの部分払いとする。
- (4) 運行に係る人件費は、契約した1日あたりの単価により運行日数の実績に基づき支払うものとする。
- (5) 試走にかかる人件費は、運行に係る人件費の単価と同様とする。
- (6) 運行に係る人件費は、契約初年度の1日あたりの単価を基準に、2年目は初年度の1割減、3年目は2割減した額を単価とする。ただし、単価に100円未満が生じた場合は切上げることとする。

- (7) 運行に係る物件費のうち、車両整備・修繕料は実績に応じて四半期終了後の請求により支払う。
- (8) 運行に係る物件費のうち、燃料費は契約した1日あたりの単価（契約期間内で一定）により運行日数に基づき支払うものとする。
- (9) 運行に係る物件費のうち、車両の維持管理に要する経費、事務消耗品費、通信運搬費、借上料等のその他の運行に係る事務経費は、契約した1日あたりの単価（契約期間内で一定）により運行日数に基づき支払うものとする。
- (10) 運行に係る物件費のうち、事業の実施に必要な車両以外の備品等に係る経費は、実績に応じて、初年度の運行開始月に受託者の請求をもって支払うものとする。
- (11) その他、運行に際し要した緊急な費用については、庄原市と受託者で協議し、必要に応じて年度末に精算する。

8. 委託業務に係る経理等

- (1) 本業務の経理は、他の事業と区別して管理すること。
- (2) 本業務による売上げは、全額、受託者の収入とする。
- (3) 委託契約に含まれる経費の範囲を超える部分については、受託者が負担すること。
- (4) 本業務の実施に係る周知・広報の費用は庄原市が負担する。

9. その他

- (1) 地域住民との良好な関係維持及び積極的な地域貢献を心掛けること。
- (2) 車両の購入・改造及び取扱商品の仕入れは、原則、東城地域内の事業所等で対応すること。
- (3) 委託期間終了後も受託者の収益事業として自立し、開始年を含めて5年以上継続すること。
- (4) 移動販売車を本業務以外に使用すること、また、受託者以外の第三者に貸与及び使用させることを禁止する。
- (5) 移動販売車の運行にあたっては安全運転を心掛け、道路交通法等の関係法令を順守すること。
- (6) 本業務は、国の地方創生推進交付金の交付を受けて実施するものであり、受託者は委託期間終了後も会計関係帳簿等の事業に関する書類を5年間保管しておくこと。また、庄原市の依頼により会計関係帳簿等の事業に関する書類を提供すること。
- (7) 本業務の実施に関連して、苦情、事故その他業務実施に支障のある事案が発生した場合は速やかに庄原市に報告し、その指示を受けること。
- (8) 受託者が第三者に損害を与えた場合、受託者の従業員や機械・設備に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (9) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、庄原市個人情報保護条例（平成17年3月31日庄原市条例第16号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

【別紙】

移動販売車仕様書

項目		仕様等	
車両本体 *新車1台	車種	国産メーカートラック *参考車種 マツダ ボンゴトラック ロング	
	全長	4,605mm 程度	
	全幅	1,690mm 程度	
	全高	1,915mm 程度	
	荷台全長	2,735mm 程度	
	荷台全幅	1,600mm 程度	
	最大積載量	1,000kg 以内	
	総排気量	1,798cc 程度	
	駆動方式	4WD	
車体改造 *配線工賃・ 取付工賃・消 耗品費等、車 体改造に必要 な費用を含 む。	内外装 (床、内壁、天井)	アルミ断熱材入りサンドイッチパネル(白) ボックス内寸: W2300mm×D1600mm×H1500mm 程度 床面ステンレス張り	
	カウンター	三方販売台付き	
	車両ドア	三方跳ね上げ扉方式 密閉ハンドル仕様(鍵付)	
	冷蔵ショーケース	リーチイン式扉設置中温仕様冷蔵庫 温度計設置	
	冷凍庫	引き出し式エンゲル冷凍庫	
	陳列棚	冷蔵ショーケース内部	可動式陳列棚 3段
		運転席側	可動式陳列棚 4段
		助手席側	可動式陳列棚 4段
	照明設備	左右ドア上部	LED照明
		後ドア上部	LED照明
		冷蔵ショーケース内	LED照明
	電源装置	インバーター、サブバッテリー、コンセント等、営業に必要な電力が供給される電源装置を営業車の食品衛生上支障のない箇所に設けること。	
	手洗い設備	オールステンレス製手洗い装置	
給排水タンク	容量 35 リットル以上		
廃棄物処理設備	十分な容量の廃棄物容器(ごみ箱)		
拡声器	デジタルオーディオシステム	SDカード式拡声器	
	外部スピーカー	2方向対応	
	マイク	1本	
その他	スタッドレスタイヤ	4本(ホイール含む。)	
	バックモニター	一式	
	タイヤストッパー	2個	